

検定による教育職員免許状取得（資料）

【目次】

- 諸注意 … 2
- 定義 … 3
- 免許法別表第3関係（幼稚園、小学校、中学校、高等学校の普通免許状の上進） … 4
- 免許法別表第4関係（既に所持する免許状と同じ校種の他教科） … 10
- 免許法別表第6関係（養護教諭免許状の上進） … 16
- 免許法別表第6の2関係（栄養教諭免許状の上進） … 18
- 免許法別表第7関係（在職経験による特別支援学校教諭免許状） … 20
- 免許法別表第8関係（在職経験による隣接する校種） … 22
- 免許法附則第17項（学校栄養職員の栄養教諭免許状） … 26

※ 別表第1、第2、第2の2に基づき課程認定のある大学で修得する単位の修得方法については、大学側で履修指導を行うこととなっているほか、文部科学省の規定する法律で定めるところに基づく単位の修得となっており、県によって差違はありませんので、説明しておりません。

※ よくある申請のものについて、掲載しています。

＜諸注意＞

＜平成31年4月1日からの教育職員免許法、教育職員免許法施行規則が適用される方＞

- ① 免許法別表第1、別表第2、別表第2の2に基づき「授与願」で申請される方で、下記(1)(2)に該当する方。
- (1) 平成31年4月1日以降に初めて教職課程を有する大学等に在籍（科目履修生含む）し、卒業・修了までに教育職員免許法に定める免許状の所要資格を満たした者
- (2) 平成31年3月31日以前に教職課程を有する大学等に在籍（科目履修生含む）し、その課程等を卒業・修了した後、平成31年4月1日以降に追加で単位を修得し教育職員免許法に定める免許状の所要資格を満たした者
- ② 免許法別表第3（上進）、第4（同校種他教科）、第7（特別支援学校教諭免許）、第8（隣接校種）等、実務経験や基礎となる免許状等があつて「**検定願**」で平成31年4月1日以降に申請する者
- （単位の修得等、所要資格を平成30年度まで満たしていても平成31年度からの法律適用）

※ 平成31年4月1日からの法令に基づいた審査を受ける者は、添付する『学力に関する証明書』について、平成31年4月からの法令にあわせた形での交付を受ける必要がありますので、ご注意下さい。

※ 沖縄県教育委員会の免許法認定講習で単位を修得した方の場合は、これまでに取得した単位修得証明書がそのまま使用できます。（改正後の法律でも修得が必要な箇所の内容や単位数に変更はありません。改正後の再課程認定を受けた開設者が読み替えを行うことになっておりますので、沖縄県教育委員会免許法認定講習以外のものについては、開設者にお問い合わせ下さい。）

＜放送大学について＞

- ① 検定（別表第1、第2、第2の2以外）で免許状を受けようとする場合の単位の履修先については、課程認定を受けている大学に限定されないため、免許法認定講習で受講した単位や、放送大学の単位によっても免許状を受けることは可能です。
- ※ 文科省に認定を受けている範囲でしか認められないので、何にでも単位が使えるわけではないことにご注意ください。
- ※ 別表第4における「教科に関する専門的事項に関する科目」については一般的包括的内容を含んで修得する必要がありますが、放送大学では一般的包括的内容を含んでいるか学力に関する証明書で確認できないため、本県においては原則、別表第4の単位として使用できません。
- ※ 「実習込みになっている教科に関する科目において、実習を除いて開設されている科目」等、免許法施行規則で定めている内容を全て履修できていない科目については、沖縄県では免許状取得用の単位として認めていないので、そのような科目を避けて受講するようにして下さい。（例：養護教諭免許状における看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）等。※実習系は実施していないため。）
- ② 放送大学から学力に関する証明書の交付をうける際に、誤って成績証明書を求めてしまうケースが多発しています。交付を受けられる証明書類の一覧の中から、『教育職員免許状申請用』と記載のあるものを注意深く選んで申請下さい。
- ③ 免許法別表第7で特別支援学校教諭二種免許状を取得する際の単位については、21ページをご確認ください。

＜定義＞教育職員免許法第2条

1 教育職員（教員）とは

「1条校」（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）並びに幼保連携型認定子ども園の主幹教諭（幼保連携型認定子ども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師。

【注意】

実習助手、支援員、相談員、ヘルパー並びにこちらで規定する学校ではないところで教育活動を行っている者については、教育職員免許法の定義上、教員という扱いではないため、教員としての実務経験が必要な検定において、実務経験に含められない。

2 免許管理者とは

- ① 免許状を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合
→ 勤務地の都道府県の教育委員会
- ② ①以外の者である場合 → 住所地の都道府県教育委員会
※海外にいる場合は、どちらの都道府県教育委員会でも良い。

3 所轄庁とは

- ① 大学附置の国立学校や公立学校の教員→その大学の学長
- ② 公立学校（1条校）の教員→その学校を所管する教育委員会
- ③ 公立の幼保連携認定子ども園の保育教諭→その学校を所管する地方公共団体の長
- ④ 私立学校の教員→所管する都道府県知事
- ⑤ 私立学校のうち指定都市又は中核市区域内の幼保連携型認定子ども園の保育教諭→当該指定都市等の長

4 自立教科等とは

- ① **自立教科**
理療（あん摩、マッサージ、指圧等に関する基礎的な知識技能の修得を目標とした教科）、理学療法、理容その他の職業についての知識技能の修得に関する教科
- ② **自立活動**
学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能の修得を目的とする教育に係る活動

5 特別支援教育領域とは

学校教育法第72条に規定する「視覚障害者」「聴覚障害者」「知的障害者」「肢体不自由者」「病弱者（身体虚弱者を含む。）」のいずれかの教育の領域をいう。

1 既に所持している免許状（基礎となる免許状）での在職年数（休職期間を除く年数）がある方が、その免許状の上位免許状を取得（上進）するための単位数について（免許法別表第3関係）

(1) 共通事項

- ① 基礎となる免許状を取得後に修得した単位が必要です。
- ② 基礎となる免許状を取得後にその免許状に基づく「教員としての」在職年数が必要です。
(他の免許状による在職年数は含めることはできません。また、休職期間を除きます。)
- ③ 各教科（保育内容）の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理...
について
各教科（保育内容）の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理...

各教科（保育内容）の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理...

各教科（保育内容）の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理...

◎参考◎

[各教科（保育内容）の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理...

※実際に対応する科目名については、単位修得機関で異なりますので、履修先で確認して下さい。

		各科目に含めることが必要な事項	
第2欄	幼：領域及び保育内容の指導法に関する科目 幼以外：教科及び教科の指導法に関する科目	幼：保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） 幼以外：各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	【メモ】 法令上は第5欄「教育実践に関する科目」（教育実習、教職実践演習）も内訳の中に含まれるが、上進のための単位修得において、新たに修得するケースがないことからこの表では割愛している。（P16の養護教諭の上進、P18の栄養教諭の上進においても同様の考え方で表を作成）
第3欄	教育の基礎的理...	○教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ○教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ○教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ○幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ○特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ○教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	○教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）（幼のみ） ○幼児理解の理論及び方法（幼のみ） ○道徳の理論及び指導法（小、中のみ） ○総合的な学習の時間の指導法（小、中のみ） ○総合的な探求の時間の指導法（高のみ） ○特別活動の指導法（幼以外） ○教育の方法及び技術（幼以外） ○情報通信技術を活用した教育の理論及び方法（幼以外） ○生徒指導の理論及び方法（幼以外） ○教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ○進路指導及びキャリア教育の理論及び方法（幼以外）	

- ④ 大学が独自に設定する科目は、「教科（領域）に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科（保育内容）の指導法に関する科目」「教諭の教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」において、最低必要とする所定の単位を超えて修得した単位を充てることが出来ます。
- ⑤ 別表第3による助教諭免許状からの上進において、介護等体験の実施や免許法施行規則第66条の6による科目の修得は必要ありませんが、上進して取得した免許状を基に別表第1で単位差により上位免許状を取得する場合には、介護等体験の実施や免許法施行規則第66条の6に定める科目の修得が必要な場合があります。

(2) 幼稚園教諭免許状に関する上進の場合

① 幼稚園教諭一種免許状→幼稚園教諭専修免許状

在職年数：幼稚園教諭一種免許状取得後、幼稚園教諭又は幼保連携型認定こども園の保育教諭として3年以上

最低修得単位：大学が独自に設定する科目から15単位以上

② 幼稚園教諭二種免許状→幼稚園教諭一種免許状

在職年数：幼稚園教諭二種免許状取得後、幼稚園教諭又は幼保連携型認定こども園の保育教諭として以下年数以上

最低修得単位：それぞれのパターン別、在職年数に応じた単位数（下記表参照）

【短期大学士又は準学士の学位を有する者、大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者】

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
5	45	4	20	6
6	40	4	18	5
7	35	3	16	5
8	30	3	14	4
9	25	2	12	4
10	20	2	10	3
11	15	1	8	3
12以上	10	1	7	2

【学士の学位を有する者、大学に3年以上在学し（大学に2年以上及び大学院に1年以上在学も含む。）かつ93単位以上を修得した者】

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
3	25	2	12	6
4	20	2	10	5
5	15	1	8	4
6以上	10	1	7	2

③ 幼稚園教諭助教諭免許状→幼稚園教諭二種免許状

在職年数：幼稚園教諭助教諭免許状取得後、幼稚園助教諭又は幼保連携型認定こども園の助保育教諭として以下年数以上

最低修得単位：下記在職年数に応じた単位数

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
6	45	5	30	
7	40	4	27	
8	35	4	24	
9	30	3	21	
10	25	3	18	
11	20	2	15	
12	15	2	12	
13以上	10	1	9	

(3) 小学校教諭免許状に関する上進の場合

① 小学校教諭一種免許状→小学校教諭専修免許状

在職年数：小学校教諭一種免許状取得後、小学校教諭として3年以上

最低修得単位：大学が独自に設定する科目から15単位以上

② 小学校教諭二種免許状→小学校教諭一種免許状

在職年数：小学校教諭二種免許状取得後、小学校教諭として下記年数以上

最低修得単位：それぞれのパターン別、在職年数に応じた単位数（下記表参照）

【短期大学士又は準学士の学位を有する者、大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者】

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
5	45	4	21	5
6	40	4	19	5
7	35	3	17	4
8	30	3	15	4
9	25	2	13	3
10	20	2	11	3
11	15	1	9	2
12以上	10	1	7	2

【学士の学位を有する者、大学に3年以上在学し（大学に2年以上及び大学院に1年以上在学も含む。）

かつ93単位以上を修得した者】

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

3	25	2	13	5
4	20	2	11	4
5	15	1	9	3
6 以上	10	1	7	2

③ 小学校教諭助教諭免許状→小学校教諭二種免許状

在職年数：小学校教諭助教諭免許状取得後、小学校助教諭として下記年数以上

最低修得単位：下記在職年数に応じた単位数

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
6	45	4	29	2
7	40	4	26	2
8	35	3	23	2
9	30	3	20	2
10	25	2	17	1
11	20	2	14	1
12	15	1	11	1
13以上	10	1	8	1

(4) 中学校教諭免許状に関する上進の場合

① 中学校教諭一種免許状→中学校教諭専修免許状

在職年数：中学校教諭一種免許状取得後、その教科の中学校教諭として3年以上

最低修得単位：大学が独自に設定する科目から15単位以上

② 中学校教諭二種免許状→中学校教諭一種免許状

在職年数：中学校教諭二種免許状取得後、その教科の中学校教諭として下記年数以上

最低修得単位：それぞれのパターン別、在職年数に応じた単位数（下記表参照）

【短期大学士又は準学士の学位を有する者、大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者】

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
5	45	10	16	4
6	40	9	15	4
7	35	8	14	4
8	30	7	12	3
9	25	6	10	3
10	20	5	8	3
11	15	4	6	2
12以上	10	3	5	2

【学士の学位を有する者、大学に3年以上在学し（大学に2年以上及び大学院に1年以上在学も含む。）

かつ93単位以上を修得した者】【旧国立養護教諭養成所を卒業生が中一種（保健）を受けようとする場合】

在職年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		教科に関する専門的 事項に関する科目	各教科の指導法又は 教諭の教育の基礎的 理解に関する科目等	大学が独自に設定す る科目
3	25	6	10	4
4	20	5	8	3
5	15	4	6	3
6 以上	10	3	5	2

③ 中学校教諭助教諭免許状→中学校教諭二種免許状

在職年数：中学校教諭助教諭免許状取得後、その教科の中学校助教諭として下記年数以上
最低修得単位：下記在職年数に応じた単位数

在職年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		教科に関する専門的 事項に関する科目	各教科の指導法又は 教諭の教育の基礎的 理解に関する科目等	大学が独自に設定す る科目
6	45	10	21	4
7	40	9	19	4
8	35	8	17	3
9	30	7	15	3
10	25	6	13	2
11	20	5	11	2
12	15	4	9	1
13以上	10	3	6	1

(5) 高等学校教諭免許状に関する上進の場合

① 高等学校教諭一種免許状→高等学校教諭専修免許状

在職年数：高等学校教諭一種免許状取得後、その教科の高等学校教諭として3年以上
最低修得単位：大学が独自に設定する科目から15単位以上

② 高等学校助教諭臨時免許状→高等学校教諭一種免許状

在職年数：高等学校助教諭免許状取得後、その教科の高等学校助教諭として下記年数以上
最低修得単位：それぞれのパターン別、在職年数に応じた単位数（下記表参照）

【短期大学士又は準学士の学位を有する者、大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者】

在職年数	最低修得 単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		教科に関する専門的 事項に関する科目	各教科の指導法又は 教諭の教育の基礎的 理解に関する科目等	大学が独自に設定す る科目
5	45	10	12	8
6	40	9	11	8
7	35	8	10	7
8	30	7	9	7
9	25	6	8	6
10	20	5	7	5
11	15	4	6	4
12以上	10	3	4	3

【上記大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者が大学等において教職に関する科目について4単位以上を修得していない場合】

4単位に不足する単位数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
1	45	10	13	8
2	45	10	14	8
3	45	10	15	8
4	45	10	16	8

【学士の学位を有する者、大学に3年以上在学し93単位以上を修得した者】

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
3	25	5	7	8
4	20	4	6	6
5	15	4	5	4
6以上	10	3	4	3

2 既に所持している免許状を基礎にして、同じ校種の他教科の免許状を取得するための単位数について（免許法別表第4関係）

(1) 共通事項

- ① 基礎となる免許状を取得していなければなりませんが、基礎となる免許状取得前に修得した単位も認められます。
- ② 実務経験は必要ありません。

(2) 普通免許状を基礎にして他教科を取得する場合

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする免許状の種類	教科に関する専門的事項に関する科目 (下記【参考：教科に関する専門的事項に関する科目的修得方法】参照)	各教科の指導法に関する科目 (受けようとする免許状の教科に関するものを修得)	大学が独自に設定する科目	合計
中学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許状	20	8	24	52
中学校教諭一種免許状	中学校教諭専修免許状 又は 中学校教諭一種免許状	20	8		28
中学校教諭二種免許状	中学校教諭普通免許状	10	3		13
高等学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状	20	4	24	48
高等学校教諭一種免許状	高等学校教諭専修免許状 又は 高等学校教諭一種免許状	20	4		24

(3) 教員資格認定試験を合格して高等学校教諭の免許状を所持している方が、その免許状と同校種で特定の他教科の免許状（一種免許状）を受けようとする場合

受けている免許状の事項の種類	受けようとする免許状の教科の種類	最低修得単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	合計
柔道又は剣道	保健体育	16 (体育実技と「体育原理、 体育心理学、体育経営管 理学、体育社会学、体育 史」・運動学（運動方法 学を含む。）以外を中心 に修得すること)	3	19

情報技術、建築、インテリア又はデザイン	工業	16 (職業指導を中心に修得すること)	3	19
情報処理又は計算実務	商業	16 (職業指導を中心に修得すること)	3	19

- ※ 上記表以外の他教科の免許状を受けようとする場合は、(2)の取得方法による。
- ※ 柔道又は剣道の免許状を所持している者が、保健体育の免許を受けようとする場合、体育実技で2単位、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）で2単位を修得したものとみなし、教科に関する科目の最低必要単位数が16単位に軽減されていることに留意すること。
- ※ 情報技術、建築、インテリア又はデザインの免許状を所持している者が、工業の免許を受けようとする場合は、工業の関係科目で4単位を修得したものとみなし、教科に関する科目の最低必要単位数が16単位に軽減されていることに留意すること。
- ※ 情報処理又は計算実務の免許状を所持している者が、商業の免許を受けようとする場合は、商業の関係科目で4単位を修得したものとみなし、教科に関する科目の最低必要単位数が16単位に軽減されていることに留意すること。

～【参考：教科に関する専門的事項に関する科目の修得方法（中・高）】～

次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について、それぞれ一般的包括的内容を含むようにして各1単位以上修得し、かつ、教育職員免許法施行規則で定める単位以上を修得しなければならない。

- ※1 ○○学（○○を含む。）については、（ ）内に表示された項目も含めて修得すること。
- ※2 “○○・△△・××”又は“○○・××”等と表示されている場合は、羅列されたこれら全ての内容を修得すること。（○○も△△も××も履修必要）
- ※3 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例による。
- ※4 「 」内に表示された教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の1以上にわたって行うものとする。（ただし、中学校教諭の「職業」の教科に関する科目における「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち2以上の科目（商船をもって水産と替えることができる。）について、それぞれ2単位以上を修得するものとする。）
例えば、保健体育の免許教科（第1欄）における第2欄中の科目“「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）”であれば、最低限、「 」内の科目のうち1つ以上と運動学を修得する必要がある。
- ※5 第2欄の科目について、例えば中学校理科“物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験”や中学校社会“日本史・外国史”など、事項としては1つであるが、その中に複数の別個の事項が含まれるものがある（以下、こうした事項全体を「複合事項」、当該複合事項に含まれる別個の事項を「含有事項」という。）。



含有事項に関する科目の単位を異なる大学等で修得した場合(例えば“日本史・外国史”について、A大学で“日本史”、B大学で“外国史”に関する科目の単位を修得した場合等)における一般的な包括的内容に関する取扱いとして、含有事項に関する科目のそれについても一般的な包括的内容を含んでいると各大学が発行した学力に関する証明書において授与権者(=都道府県教育委員会)が確認できる場合は、それらを合わせて複合事項全体として一般的な包括的内容を含むものを修得したと認める。

※6 具体的な講義の科目名や一般的な包括的内容を含めた科目がどれになるか等は各大学等で異なるため、大学(若しくは大学の発行する教職課程のハンドブック等)に確認の上、履修して下さい。

ア 中学校教諭の科目の単位の修得方法

第1欄	第2欄
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) 国文学(国文学史を含む。) 漢文学 書道(書写を中心とする。)
社会	日本史・外国史 地理学(地誌を含む。) 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ
理科	物理学 化学 生物学 地学 物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験
音楽	ソルフェージュ 声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) 器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) 指揮法 音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)・音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)

美術	絵画（映像メディア表現を含む。）
	彫刻
	デザイン（映像メディア表現を含む。）
	工芸
保健体育	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
	体育実技
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）
	生理学（運動生理学を含む。）
保健	衛生学・公衆衛生学
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
	生理学・栄養学
	衛生学・公衆衛生学
技術	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
	材料加工（実習を含む。）
	機械・電気（実習を含む。）
	生物育成
家庭	情報とコンピュータ
	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
	被服学（被服実習を含む。）
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
職業	住居学
	保育学
	産業概説
	職業指導
職業指導	「農業、工業、商業、水産」
	「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
	職業指導
	職業指導の技術
英語	職業指導の運営管理
	英語学
	英語文学
	英語コミュニケーション
宗教	異文化理解
	宗教学
	宗教史
	「教理学、哲学」

イ 高等学校教諭の科目の単位の修得方法

第1欄	第2欄
免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学

地理歴史	日本史
	外国史
	人文地理学・自然地理学
	地誌
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数学	代数学
	幾何学
	解析学
	「確率論、統計学」
理科	コンピュータ
	物理学
	化学
	生物学
	地学
音楽	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」
	ソルフェージュ
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）
	指揮法
	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。）
	彫刻
	デザイン（映像メディア表現を含む。）
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
工芸	図法・製図
	デザイン
	工芸制作（プロダクト制作を含む。）
	工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
書道	書道（書写を含む。）
	書道史
	「書論、鑑賞」
	「国文学、漢文学」
保健体育	体育実技
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）
	生理学（運動生理学を含む。）
	衛生学・公衆衛生学
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」
	衛生学・公衆衛生学
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」
	看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）
	看護実習
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
	被服学（被服実習を含む。）
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
	住居学
情報	保育学
	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理
	コンピュータ・情報処理
	情報システム
	情報通信ネットワーク
農業	マルチメディア表現・マルチメディア技術
	農業の関係科目
工業	職業指導
	工業の関係科目
商業	職業指導
	商業の関係科目
水産	職業指導
	水産の関係科目
福祉	職業指導
	社会福祉学（職業指導を含む。）
	高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉
	社会福祉援助技術
	介護理論・介護技術
	社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）
	人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解
商船	加齢に関する理解・障害に関する理解
	商船の関係科目
職業指導	職業指導
	職業指導の技術
	職業指導の運営管理
英語	英語学
	英語文学
	英語コミュニケーション
	異文化理解
宗教	宗教学
	宗教史
	「教理学、哲学」

3 既に所持している養護教諭の免許状（基礎となる免許状）についての在職年数（休職期間を除く年数）がある方が、その免許状の上位免許状を取得（上進）するための単位数について（免許法別表第6関係）

(1) 共通事項

- ① 基礎となる免許状を取得後に修得した単位が必要です。
- ② 基礎となる免許状を取得後にその免許状に基づく「教員としての」在職年数が必要です。
(他の免許状による在職年数は含めることはできません。また、休職期間を除きます。)
- ③ 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の内訳

		各科目に含めることが必要な事項
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ○教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ○教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含める。） ○教育に関する社会的、精度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ○幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ○特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ○教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容 ○教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ○生徒指導の理論及び方法 ○教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法

- ④ 大学が独自に設定する科目は、「養護に関する科目」又は「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等において、最低必要とする所定の単位を超えて修得した単位を充てることができます。
- ⑤ 助教諭免許状からの上進において、免許法施行規則66条の6による科目の修得は必要ありませんが、上進して取得した免許状を基に別表第1で単位差により上位免許状を取得する場合には、免許法施行規則66条の6に定める科目の修得が必要な場合があります。

(2) 養護教諭免許状に関する上進の場合

- ① 養護教諭一種免許状→養護教諭専修免許状

在職年数：養護教諭一種免許状取得後、養護教諭として3年以上
最低修得単位：大学が独自に設定する科目から15単位以上
- ② - ア 養護教諭二種免許状→養護教諭一種免許状

在職年数：養護教諭二種免許状取得後、養護教諭として下記年数以上
最低修得単位：それぞれのパターン別、在職年数に応じた単位数（下記表参照）

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
3	20	8	6	2
4	15	6	4	2
5以上	10	4	2	2

②-イ 養護教諭二種免許状→養護教諭一種免許状

※養護教諭二種免許状について保健師免許を基礎資格とし免許法別表第2の口にて取得している場合。

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
1	10	4	3	2

③ 養護教諭助教諭免許状→養護教諭二種免許状

在職年数：養護助教諭免許状取得後、養護助教諭として下記年数以上

最低修得単位：下記在職年数に応じた単位数

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
6	30	14	8	2
7	25	12	6	2
8	20	10	4	2
9	15	8	2	2
10以上	10	6	2	2

- 4 既に所持している栄養教諭の免許状（基礎となる免許状）についての在職年数（休職期間を除がある方が、その免許状の上位免許状を取得（上進）するための単位数について（免許法別表第6の2関係）

(1) 共通事項

- ① 基礎となる免許状を取得後に修得した単位が必要です。
- ② 基礎となる免許状を取得後にその免許状に基づく「教員としての」在職年数が必要です。
(他の免許状による在職年数は含めることはできません。また、休職期間を除きます。)
- ③ 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の内訳

		各科目に含めることが必要な事項
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ○教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ○教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含める。） ○教育に関する社会的、精度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ○幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ○特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ○教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容 ○教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ○生徒指導の理論及び方法 ○教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法

- ④ 大学が独自に設定する科目は、「栄養に係る教育に関する科目」若しくは「管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省令・厚生省令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係る科目」又は「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等において、最低必要とする所定の単位を超えて修得した単位を充てることが出来ます。

(2) 栄養教諭免許状に関する上進の場合

① 栄養教諭一種免許状→栄養教諭専修免許状

在職年数：栄養教諭一種免許状取得後、栄養教諭として3年以上
最低修得単位：大学が独自に設定する科目から15単位以上

② 栄養教諭二種免許状→栄養教諭一種免許状

在職年数：栄養教諭二種免許状取得後、栄養教諭として下記年数以上
最低修得単位：それぞれのパターン別、在職年数に応じた単位数（下記表参照）

在籍年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数	
		管理栄養士学校指定規則(昭和41年文部省令・厚生省令第2号)別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目

3	40	32	2	6
4	35	27	2	6
5	30	22	2	6
6	25	17	2	6
7	20	12	2	6
8	15	7	2	6
9 以上	10	2	2	6

5 基礎となる免許状と在職年数があって、特別支援学校教諭免許状を取得するための単位数について（免許法別表第7）

免許法別表第7の規定により、特別支援学校教諭二種免許状を取得する場合の最低修得単位数は下記のとおりです。

また、幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭の普通免許状を基礎資格とし、当該学校及び特別支援学校での教諭等（助教諭・講師も含む）としての実務経験が3年以上必要（休職中などの期間は含めない）です。

※養護教諭、栄養教諭としての実務経験、実習助手、寄宿舎指導員、支援員、相談員での実務経験は含めることはできない。

※非常勤講師の実務については22ページの「非常勤講師を実務経験として認める場合の算定方法」に基づき実務を算定すること。

免許法施行規則に定める科目		
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	1単位
第2欄 特別支援教育領域に関する科目 (免許状に定められることとなる教育領域)	視覚障害者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理 に関する科目
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法 に関する科目
	聴覚障害者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理 に関する科目
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法 に関する科目
	知的障害者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理 に関する科目
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法 に関する科目
	肢体不自由者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理 に関する科目
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法 に関する科目
	病弱者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理 に関する科目
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法 に関する科目
第3欄 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	重複・LD等と 第2欄で取得する領域以外の 全ての領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理 に関する科目
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法 に関する科目
最低修得単位数		6単位以上

別表第7により特別支援学校教諭二種免許状を取得し、領域を追加する場合は、追加する領域について第2欄の単位を満たすことで追加ができます。

【よくある質問：別表第7における放送大学の単位について】

特別支援教諭免許状については5つの領域（知的 肢体 病弱 視覚 聴覚）があり、大学等によって取得できる領域が異なります。

放送大学で修得した単位のみで免許法別表第7により特別支援教諭二種免許状を取得する場合、免許状に定めることが可能な領域は「知的」および「肢体」の2領域になります。

放送大学ホームページに掲載されている開設科目について、「知的」および「肢体」の2領域を両方取得されたい場合は、下記の表の第1欄～第3欄までの4科目8単位をすべて修得する必要があります。

もし、「知的」「肢体」のうちいずれか1領域のみの取得をご希望の場合は、第1欄および第3欄の2科目4単位は必ず修得いただき、第2欄に設定されている2科目のうち取得を希望する領域に係る1科目を選択し2単位を修得してください。

免許法施行規則に定める科目		放送大学の開設科目／単位数	
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育基礎論	2単位
第2欄	特別支援教育領域に関する科目 (免許状に定められることとなる教育領域)	知的障害者	知的障害教育総論 2単位
		肢体不自由者	肢体不自由児の教育 2単位
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	重複・LD等と第2欄で取得する領域以外の全ての領域	特別支援教育総論 2単位

【参考：放送大学ホームページ（特別支援学校教諭免許状関係）】

<https://www.ouj.ac.jp/reasons-to-choose-us/qualification/teacher2/>

※放送大学における入学などの申込方法、放送授業の受講方法、履修の方法、費用等の詳細については、放送大学に直接お問い合わせください。（沖縄県教育委員会ではお答えできません）

6 隣接校種で免許状を取得するための単位数について（免許法別表第8関係）

(1) 共通事項

- ① 基礎となる免許状を取得後に修得した単位が必要です。
- ② 基礎となる免許状を取得後の、下記ア～ウに該当する実務が3年以上必要です。
ア、基礎となる免許状に基づく、その免許状の校種教科での教諭等としての勤務経験
イ、受けようとする免許状の校種における免許法第16条の5に基づき専科指導を行う教諭等としての勤務経験
ウ、受けようとする免許状と同じ校種教科の臨時免許状での講師（＝常勤講師・非常勤講師など。助教諭として勤務する場合は該当しません。）としての勤務経験

※休職期間は含めない。

※非常勤講師の実務については「非常勤講師を実務経験として認める場合の算定方法」に基づき実務を算定。

※非常勤講師を実務経験として認める場合の算定方法

常勤の教員の授業時数を年間700時間として非常勤講師の実務を算定する。

例 H25年度…A中：週9時間勤務の年間35週勤務しH26年度…B中：週7時間勤務の年間30週勤務している場合
 $9 \times 35 = 315$ 時間、 $315 \div 700 = 0.45$ 、12ヶ月 × 0.45 = 5.4ヶ月をA中学校で勤務した一年間のうち実務経験として認める。
 $7 \times 30 = 210$ 時間、 $210 \div 700 = 0.3$ 、12ヶ月 × 0.3 = 3.6ヶ月をB中学校で勤務した一年間のうち実務経験として認める。
→よって非常勤講師として勤務した二年間の内、9ヶ月を実務経験とする。

- ③ ②の要件を満たしている場合に、重ねて助教諭等で受けようとする免許状の校種教科で在職年数がある場合は、さらに必要な単位の軽減があります。
- ④ 生徒指導の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の修得は、その全てを満たすようにして修得しなければなりません。
- ⑤ 隣接校種で取得できる免許状は2種免許状（高等学校教諭普通免許状の場合は1種免許状）のみです。

【幼稚園教諭二種免許状を受けようとする場合】

有することを必要とする学校の免許状	左記免許状に関する学校の在職年数	受けようとする免許状に関する学校の勤務年数	最低修得単位数	
			保育内容の指導法に関する科目	合計
小学校教諭普通免許状 (2種/1種/専修)	3以上	0	6	6
		1以上	3	3

【小学校教諭二種免許状を受けようとする場合】

有することを必要とする学校の免許状	左記免許状に関する学校の在職年数	受けようとする免許状に関する学校の勤務年数	最低修得単位数			
			各教科の指導法	道徳の理論及び指導法	※ 生徒指導の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	合計
幼稚園教諭普通免許状（2種/1種/専修）	3以上	0	10	1	2	13
		1	7	1	2	10
		2以上	5	1	1	7
中学校教諭普通免許状（2種/1種/専修）	3以上	0	10	0	2	12
		1	7	0	2	9
		2以上	5	0	1	6

※ 生徒指導・教育相談・進路指導等を全て満たすようにして修得が必要。

＜受けようとする免許状に関する勤務年数がない方の各教科の指導法の単位の修得方法＞

国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける）のうち5以上の教科の指導法（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科を除く。）についてそれぞれ2単位以上修得する。

＜受けようとする免許状に関する勤務年数がある方の各教科の指導法の単位の修得方法＞

国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける）のうち3以上の教科の指導法（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科を除く。）についてそれぞれ1単位又は2単位を修得するものとする。ただし、有している中学校教諭の普通免許状の教科の種類が音楽以外の場合は、音楽の単位を修得しなければならない。

【中学校教諭二種免許状を受けようとする場合】

有することを必要とする学校の免許状	左記免許状に関する学校の在職年数	受けようとする免許状に関する学校の勤務年数	最低修得単位数				
			教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳の理論及び指導法	※ 生徒指導の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	* 大学が独自に設定する科目

小学校教諭普通免許状 (2種/1種/専修)	3以上	0	10	2	0	2	0	14
		1	7	2	0	2	0	11
		2	5	1	0	2	0	8
		3以上	5	1	0	1	0	7

高等学校教諭普通免許状 (1種/専修)	3以上	0	0	2	1	2	4	9
		1	0	1	1	1	3	6
		2以上	0	1	1	1	2	5

※ 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、全て満たすようにして修得が必要。

* 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、教育職員免許法施行規則第18条の2の表備考第3号に基づき、次の教科の免許状を受けようとする場合については、教科に関する専門的事項に関する科目で、それぞれ指定する教科に関する専門的事項に関する科目を必ず修得しなければならない。

- ・国語 書道（書写を中心とする。） 1単位以上
- ・社会 高校（地理歴史）の免許状を所持している方は「法律学、政治学」から1以上の科目を1単位以上、「社会学、経済学」から1以上の科目を1単位以上、「哲学、倫理学、宗教学」から1以上の科目を1単位以上、高校（公民）の免許状を所持している方は日本史・外国史1単位以上、地理学（地誌を含む。）1単位以上
- ・理科 物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験 1単位以上
- ・美術 工芸 1単位以上
- ・技術 材料加工（実習を含む。） 1単位以上、生物育成 1単位以上

* 教科に関する専門的事項に関する科目の修得にあたっては、教育職員免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号に習う。

【高等学校教諭一種免許状を受けようとする場合】

有することを必要とする学校の免許状	左記免許状に関する学校の在職年数	受けようとする免許状に関する学校の勤務年数	最低修得単位数			
			各教科の指導法に関する科目	※ 生徒指導の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	* 大学が独自に設定する科目	合計
中学校教諭普通免許状 (1種/専修)	3以上	0	2	2	8	12
		1	1	2	6	9
		2以上	1	1	4	6

※ 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、全て満たすようにして修得が必要。

*高等学校教諭普通免許状は一種免許状以上しかないため、中学校教諭二種免許状では、隣接校種により取得できません。

*大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、教育職員免許法施行規則第18条の2の表備考第3号に基づき次の教科の免許状を受けようとする場合については、教科に関する専門的事項に関する科目で、それぞれ指定する教科に関する科目を必ず修得しなければならない。

- ・地理歴史 地理歴史の教科に関する専門的事項に関する科目のうち1以上の科目について1単位以上
 - ・公民 公民の教科に関する専門的事項に関する科目のうち1以上の科目について1単位以上
 - ・工業 工業の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ2単位以上
 - ・情報 情報の教科に関する専門的事項に関する科目（情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理及びコンピュータ・情報処理を除く。）についてそれぞれ1単位以上

*教科に関する専門的事項に関する科目の修得にあたっては、教育職員免許法施行規則第5条第1項の表備考第1号に習う。

◎補足◎

中学校教諭二種免許状及び高等学校教諭一種免許状を隣接校種で取得する場合の相当教科について

隣接校種により中学校教諭二種免許状を高等学校教諭普通免許状で取得しようとする場合や高等学校一種免許状を中学校教諭専修免許状又は中学校教諭一種免許状で取得しようとする場合は、相当教科でしか取得できません。

(例) ○中学校教諭一種免許状 (英語) →高等学校教諭一種免許状 (英語)
× →高等学校教諭一種免許状 (国語)

(相当教科早見表)

高等学校教諭一種免許状を取得するとき		中学校教諭二種免許状を取得するとき	
中学校教諭 免許状の教科	取得できる 免許状の教科	高等学校教諭 免許状の教科	取得できる 免許状の教科
国語	国語	国語	国語
社会	地歴	地歴	社会
	公民	公民	
数学	数学	数学	数学
理科	理科	理科	理科
音楽	音楽	音楽	音楽
美術	美術	美術	美術
保健体育	保健体育	保健体育	保健体育
保健	保健	保健	保健
技術	工業	工業	技術
	情報	情報	
家庭	家庭	家庭	家庭
外国語	外国語	外国語	外国語
宗教	宗教	宗教	宗教

7 現職の学校栄養職員の方が、在職年数を基に栄養教諭免許状を受けるための単位数について（免許法附則第17項）

受けようとする免許状の種類	基礎資格	在職年数	最低修得単位数		
			栄養に係る教育に関する科目	※養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	合計
栄養教諭	一種免許状	栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。	3	2	8
	二種免許状	栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。	3	2	6
					8

※ 別表第6の2の説明で記載した表の単位（第3欄、第4欄）に栄養教育実習（1単位以上）を含めたものとなる。

※ 特別非常勤講師（食育等、届出必要）の実務経験が1年以上ある場合は、栄養教育実習以外で所定の単位数を修得してよい。